

「専ら日本語教育を受けようとする場合」の判断基準に係るガイドライン

令和6年9月30日
文部科学省
出入国在留管理庁

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第6号で定める「専ら日本語教育を受けようとする場合」については、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）（以下「法」という。）の施行に伴い、文部科学大臣の認定（以下「認定」という。）を受ける必要があるところ、「専ら日本語教育を受けようとする場合」の判断基準については下記のとおりとし、下記1と2を同時に満たすものを、原則として「専ら日本語教育を受けようとする場合」に該当するものとする。

1 受入れ時の日本語能力水準に関する事項

「専ら日本語教育を受けようとする場合」は、法第1条に規定する「日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育」であって、進学又は就職を目的としたものも含め、簡易な程度において施される日本語教育を受けようとする場合をいう。「簡易な程度において施される日本語教育」とは、受入れ時の日本語能力水準が日本語能力試験N2相当未満である者に対し実施されるものをいう。

2 教育内容における簡易な程度において施される日本語教育の割合に関する事項

「専ら」の目安は、修了に必要な授業時間数の概ね7割以上を占める場合とする（聴講については、年間の履修授業時間数に占める割合で判断するものとする。）。

3 留意事項

交換留学生（注）及び国費外国人留学生のみを受け入れる教育機関については、認定を受けることを要さない。

なお、日本語能力水準について、一定の学習歴を有する者を多く受け入れていることは同水準の指標とはならず、受入れ時の日本語レベルの指標を定め、試験等により客観的に各留学生の日本語能力を確認できることが必要となる。

（注）学生交換計画（大学間交流協定等）に基づき受け入れる留学生を指す。

本邦の教育機関と本国の教育機関が相互に生徒を受け入れ帰国させるものであって、一方的に生徒を受け入れるものではないことが必要となる。当該計画に係る協定等の締結主体が法人格を有する設置法人であるものであり、計画の内容については選考（選抜）基準、選考（選抜）方法に関すること、学

費、教育内容（カリキュラム）に関することが具体的に定められている必要がある。

4 その他

日本語能力試験N2相当以上の語学力を有するとして本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校、専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）を受けようとする者が、「簡易な程度において施される日本語教育」が課程の1年目における授業時間数の概ね7割以上を占める機関に在学しようとする場合や、「簡易な程度において施される日本語教育」を履修授業時間数のうち概ね7割以上聴講しようとする場合等には、その者について「教育を受ける活動」を行うために必要な修学能力に疑義があるとして在留審査が行われる場合がある。